

地域の医療機関を守るため 緊急財政措置と診療報酬の大幅引き上げを求める 医師・歯科医師署名にご協力を

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
国会議員 各位

地域の医療機関を守るため、緊急財政措置と 診療報酬の大幅引き上げを求める医師・歯科医師要請署名

政府の医療費抑制政策により診療報酬は長年低く抑えられ、現在の物価高騰や人件費上昇にまったく見合わない水準となっています。その結果、医療現場ではスタッフの確保や設備維持が困難を極め、2024 年度の医療機関の倒産・休業業は過去最多となりました。診療科の縮小や閉鎖も全国で広がっており、このままでは地域医療が立ち行かなくなり、「保険証があっても診てもらえない」現実が迫っています。

一方、患者さんの暮らしも深刻です。物価高により生活は圧迫され、医療費の支払いをためらう人も少なくありません。命と健康を守る医療へのアクセスが脅かされています。

安全・安心な医療をすべての人に届けることは国の責任です。私たちは、すべての医療機関への緊急財政措置を早急に講じ、2026 年度の診療報酬改定において大幅な引き上げを強く求めます。あわせて、窓口負担の大幅な軽減を求めます。

医療への公的支出の拡充は、国民生活を支え、地域経済を循環させる力にもなります。持続可能な社会の実現へ、いまこそ政策の転換が必要です。

記

- 一、 診療報酬の期中改定、国の責任による補助金等での緊急財政措置を早急に行うこと
- 一、 2026 年改定で基本診療料を中心に診療報酬を 10%以上引き上げること
- 一、 患者窓口負担を大幅に軽減すること

以上

私の一言

住 所：
医療機関名：
氏 名：

9 月 18 日までにご署名 (FAX 送信) を！
9 月 25 日に厚労省・財務省に提出します。

* 署名用紙は 9 月中旬に FAX でもお届け予定です。
ご署名 (ゴム印でも結構です) いただき、FAX にて 【オンライン署名はこちらから】
ご返信をお願い致します。

通信先：兵庫県保険医協会 FAX：078-393-1802

* オンラインでご署名にご協力いただける先生は右の
QRコードから署名サイトにアクセスし、必要事項を
ご記入ください。入力は 1 分以内に終わります。



この件に関するお問い合わせは、事務局 (Tel078-393-1807・E-mail:konishi-s@doc-net.or.jp) まで

兵庫県保険医協会

北阪神支部
ニュース

2025年8月25日号 No.359

発行者 兵庫県保険医協会北阪神支部
支部長 中井通治
〒 650-0024 神戸市中央区海岸通 1-2-31
神戸フコク生命海岸通ビル5階
☎ (078) 393-1801 FAX (078) 393-1802
http://www.hhk.jp/

ベースアップ評価料の実績報告締切は 2025 年 8 月 31 日です!

2025 年の 3 月以前から外来・在宅ベースアップ評価料 (以下、「ベースアップ評価料」) の算定を開始している医療機関は、2025 年 8 月 31 日までに令和 6 年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、近畿厚生局兵庫事務所にメール等 (※) で提出する必要があります (今年 4 月以降に算定を開始した医療機関は、2026 年 8 月の提出となります)。該当の医療機関は期限までの提出をお忘れなようご注意ください。

実績報告については、新たな「報告書専用様式」が示され、収入実績や賃金改善実績について、月毎の入力ではなく、年度分をまとめて入力できるようになっています (下記参照)。また、令和 6 年度のベースアップ評価料の収入実績は、国保連合会及び支払基金からそれぞれデータ (国保はオンライン請求システム上、社保はポータルサイト上で確認) 又は郵送で 7 月中に通知されています。

【様式「別添」(診療所及び歯科診療所用) の記載例】

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】	
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ) 等による収入の実績額	120,000 円
(4) 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ) 等による収入の実績額	0 円
(5) ベースアップ評価料による収入の実績額【(3) + (4)】	120,000 円
Ⅱ-2. ベースアップ評価料	
※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。	
(6) 翌年度への繰越予定額	0 円
(7) 前年度からの繰越額 (令和 7 年度分報告時のみ記載)	円
(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】	120,000 円
(9) (8) について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。	☒
ベースアップ評価料による収入を全てベア等に充当できているか確認してチェックを入れる	
問題なし	
○ 以下、基本給等総額については 1 ヶ月当たりの額を記載してください。	
賃金改善実施期間の開始月時点における①職員数、②支給した基本給等の月総額、および③賃金改善実績月額を入力します	
には含めないこと。	
【ベースアップ評価料対象職種について】	
Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員 (全体) の基本給等 (基本給又は決まって毎月支払われる手当) に係る事項	
(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	2.0 人
(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (1) の開始月時点】	200,000 円
(12) ベア等による賃金改善実績額 (1 ヶ月分)	5,000 円
(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12)) 】	2.6 %

様式は厚労省特設ページの 7 からダウンロードしてください

<https://x.gd/WYwvD>

※提出先メールアドレス (兵庫) はこちら→ baseup-hyokaryou28@mhlw.go.jp

ご不明な点は協会事務局・Tel078-393-1803 まで (受付時間 10 時~12 時/14 時~16 時)

8月からの資格確認についてご確認ください
期限切れ保険証等を持参した場合でも保険請求できます
(2025/8/1 ～ 2026/3/31)

すべての国民に、保険者の責任で漏れや遅れなく自動で健康保険証が届く体制は、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹です。しかし、政府が強引に従来の健康保険証の新規発行を停止したため、各保険証の有効期限の到来に伴って、8月1日以降、期限切れの保険証を持参する患者や、「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が受診してくるなど、医療機関窓口でのさらなるトラブルが予想されます。

協会のたび重なる働きかけもあり、厚労省は不十分ながら「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い」として、来年3月末までの暫定的な対応を示しました。患者が有効期限切れの保険証を持参した場合等にも、10割の負担を求めるのではなく、被保険者番号によるオンライン資格確認などした上で、3割等の一部負担金を求めてレセプト請求を行うことを可としています。

しかし、窓口でのトラブルを根本的に解決するものではなく、協会は国民の受療権を守るためにも、従来の健康保険証を使い続けられるようにすることや、全国民への資格確認書の無条件交付することなどを求めて引き続き運動を進めて参ります。

●8月以降の資格確認方法(厚労省「暫定的な取扱い」の概要)

	2025/8/1～2025/12/1	2025/12/2～2026/3/31
社保	有効期限内の「保険証」確認 ※券面に期限の記載がなければ12/1まで有効	「資格確認書」で確認
国保・ 後期高齢	「資格確認書」で確認 ※ 国保の「保険証」の有効期限は自治体により異なる（例：神戸市・西宮市は11月末） ※ 後期高齢は加入者全員に「資格確認書」が送付される（2026年7月末までの暫定措置）	
	有効期限が切れた保険証を持参 → オン資システムで資格情報を照会して請求可（特例）	
	「資格情報のお知らせ」のみ持参 → オン資システムで資格情報を照会して請求可（特例）	

●マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にも要注意

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日です。有効期限満了から3か月間は引き続きマイナ保険証として使用できますが、この3か月が経過しても更新が行われない場合、保険証との紐づけが解除され、患者には「資格確認書」が自動送付されます。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の3か月前から、顔認証付きカードリーダーに更新手続を促すアラートが表示されることになっています。

■ご不明な点は協会事務局・TEL078-393-1803 まで（受付時間 10 時～12 時/14 時～16 時）



幹事会だより

第 452 回 8 月 7 日（木） 参加 5 人

- ◆北阪神支部の会員数と組織率
7/31 現在 医科 382 人（77％）、歯科 215 人（67％）
- ◆情勢と医療運動対策
今後の臨床研究会、文化企画について意見が交わされた。
情勢議論では、75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に加入している全員に資格確認書が送付されているが、資格確認書のプッシュ型送付の対象者を広げる運動を続けなければならないとの発言があった。
- ◆当面の支部活動
10 月 25 日（土）に第 40 回支部総会を開催予定。記念講演では「いつまでもいきいき元気に！健康寿命を延ばす簡単筋トレ法」をテーマに順天堂大学スポーツ健康科学部教授の谷本道哉先生にご講演いただく予定。東リ いたみホール 中ホール（伊丹市）で開催予定。
- ◆次回幹事会
9 月 4 日（木）14 時 30 分～宝塚市立中央公民館にて開催予定
お問い合わせはTEL 078-393-1805 小川・大野まで

健康情報テレホンサービス 日替わり ミミより 聴く医療！

通話料無料 (0120) 979-451



- ★ 24 時間いつでも3分間程度の開業医の手作りの健康・医療情報を放送しています。
- ★ インターネットでもご覧いただけます。過去の放送分もキーワード検索できます。URL は、<http://www.hhk.jp/> 左下のバナー「健康情報テレホンサービス」をクリック。

【2025 年 9 月のテーマ】

月曜日 更年期を過ぎてからの女性器出血 火曜日 斜視
水曜日 偽痛風 木曜日 おしっこに異変を感じたら
金土日 打ち身や切り傷の手当

* 祝日は直前の放送テーマを放送します。
* 都合により、放送テーマは一部変更することがあります。
(お問い合わせ) TEL:078-393-1840 Email:hyogo-hok@doc-net.or.jp